

【令和7年第1回定例会 総務委員会委員長報告資料】

令和7年3月19日 総務委員長 末永 直

- 「議案第1号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について（総務企画局及び経済労働局に関する部分）」

《意見》

* 戦後の刑法改正をめぐる議論では、政治犯や国事犯の思想を強制労働で改造するようなことがあってはならないとの配慮から、懲役刑と禁錮刑の区別が残されてきた。法改正により懲罰の威嚇の下に改善更生を強いることになれば、国際的に求められる受刑者への処遇水準からかけ離れてしまうと懸念している。しかし、本条例改正は懲役刑、禁錮刑という既に廃止された文言を拘禁刑という新しい文言に変更するものであるため、本議案には賛成である。

《審査結果》

全会一致原案可決

- 「議案第2号 川崎市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について」

《審査結果》

全会一致原案可決

- 「議案第3号 川崎市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について」

《主な質疑・答弁等》

* 柔軟な職員配置に関する考えについて

社会状況の変化や市民ニーズへの対応を適切に行うため、柔軟な職員配置を行っており、庁内全体として効率的、効果的及び機動的な体制整備を原則としているため、職員定数について、適宜、見直しを図りながら、必要な人員を配置している。

* 年度途中における職員の異動について

年度単位における職員の異動が原則であるが、年度途中においても必要に応じて職員の異動は可能である。

* 神奈川県川崎競馬組合への職員の派遣について

所管局において神奈川県川崎競馬組合と連携し、適時適切に人員体制を検討する必要があると認識している。

* 消防職員の増員の目標数について

増員の目標数を定めていないが、救急体制を常時見直す必要があるため、需要を適切に把握しながら消防職員の人員配置を検討している。

《意見》

* 適切な職員配置を精査しながら、必要な部署へ柔軟に職員を配置してほしい。

* 少人数学級に対応するため、学校の職員の増員を行っているが、欠員の未充足が深刻な状況であるため、欠員が発生しないよう取り組んでほしい。

* 市長事務部局の職員定数に変更がないことに関して、市内の人口が増加している

中で、市民ニーズに対応できているか懸念があるため、職員の増員を検討してほしい。

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第４号 川崎市報酬及び費用弁償額並びにその支給条例等の一部を改正する条例の制定について」

《主な質疑・答弁等》

＊行政委員等の報酬の支給方法に関する在り方について

地方自治法において、行政委員等の報酬は「その勤務日数に応じてこれを支給する。ただし、条例で特別の定めをした場合は、この限りでない。」と規定している。委員の職務の内容、職責等を総合的に考慮して月額が適切であると判断し、条例において月額と定めている。

＊行政委員等の職務成果の把握方法について

行政委員等の職務内容や勤務日数等については、各所管課で把握している。

＊行政委員等の職務成果の公表方法について

行政委員等の職務成果の公表方法についてはそれぞれの所管課で対応している。なお、各委員会等の議事録がホームページ等で公開されている。

《意見》

＊人事委員会委員及び教育委員会委員へ月額で報酬を支給することについては、慎重に検討すべきであるため、本議案には賛成できない。

《審査結果》

賛成多数原案可決

○「議案第５号 川崎市特別職員給与条例の一部を改正する条例の制定について」

《意見》

＊市長及び副市長の給料については、現状でも高い水準にあるため、給料の額を引き上げる本議案には賛成できない。

《審査結果》

賛成多数原案可決

○「議案第６号 川崎市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の制定について」

《主な質疑・答弁等》

＊就業促進手当の目的及び内容について

就業促進手当は、失業者の早期再就職を促進することを目的とした手当であり、再就職手当、就業手当及び常用就業支度手当がある。再就職手当については、より早期に再就職した者の給付率が高くなる仕組みとなっている。

＊就業手当の内容について

就業手当は、安定した職業以外の職業に就いた者に対して、失業手当の３０パーセントの額が支給される手当である。今回の雇用保険法の改正により、当

該手当が廃止される。

《意見》

- * 非正規で再雇用された者の賃金を補填する役割を持つ就業手当を廃止することは、より一層の低賃金化や雇用の不安定化につながるため、本議案には賛成できない。

《審査結果》

賛成多数原案可決

○「議案第 7 号 川崎市市税条例の一部を改正する条例の制定について」

《意見》

- * 本議案は公的基礎情報データベースの整備を行うための法改正に伴い所要の整備を行うものであるが、個人情報の匿名加工により本人の同意なしに目的外流用が可能になり、オープンデータを民間企業が利活用することは個人情報保護の観点から認められないため、本議案には賛成できない。

《審査結果》

賛成多数原案可決

○「議案第 39 号 川崎市行政不服審査会委員の選任について」

《審査結果》

全会一致同意

○「議案第 40 号 包括外部監査契約の締結について」

《主な質疑・答弁等》

- * 本契約における選考の応募者数について

税理士が 1 人、公認会計士が 4 人の合計 5 人から応募があった。

- * 選考時点における監査テーマの提示について

監査テーマは、包括外部監査人が契約成立後に主体的に設定するものであるため、本市が監査テーマを事前に提示することは行っていない。なお、各応募者が入札時の提案書の中に監査テーマを記載しているが、選考の際は予定している監査テーマのみではなく、本市に関する知識や熱意等も含めて評価している。

- * 包括外部監査人の選考方法について

1 次選考では、総務企画局、財政局及び監査事務局の部・課長級の職員による選考を行い、2 次選考では、市長、総務企画局長、財政局長及び監査事務局長による選考を行った。

- * 包括外部監査人の選考に監査委員が加わることへの考えについて

包括外部監査制度は、監査委員が行う内部監査とは異なる立場の者が行う監査により、内部監査を補完する制度であるため、監査委員は選考に加わっていないが、包括外部監査人の選考の際に監査委員から意見を聴取している。

《意見》

- * 監査テーマは包括外部監査人によって偏りがあるため、時宜に適ったテーマや今

後の市政に役立つテーマ設定ができるよう働きかけてほしい。

* 監査の方向性等について、監査委員と包括外部監査人が連携できるよう庁内で議論してほしい。

* 包括外部監査人の選考に監査委員を加えることに関して、議会から意見があったことを監査委員へ報告してほしい。

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第４３号 労働会館改修電気設備工事請負契約の変更について」

《主な質疑・答弁等》

* 本工事の増額の内訳及び採用した単価の時期について

公共工事設計労務単価等の改定に伴う特例措置による増額が１億９１０万円、工期の変更による増額が３，８５５万円である。また、契約時は令和５年７月時点の単価を採用しているが、契約変更により令和６年３月時点の単価に変更する。

* 本工事における公契約制度の周知方法の改善について

受注者から作業員に対して、公契約制度の丁寧な説明を実施している。また、休憩所には公契約制度に関する掲示物を掲示している。掲示物の内容が分かりにくいという意見があった場合には、掲示物を作成している所管局と連携して改善に向けて取り組みたいと考えている。また、更なる改善策として、受注者に対し公契約制度に基づく工事であることを強く認識してもらうため、発注時や定期的な打合せの際に指導したいと考えている。

* 作業報酬下限額の説明状況について

新規入場者教育の際に、当該工事が公契約制度の適用対象であることを丁寧に説明し、公契約制度に関するリーフレット及び作業報酬下限額の一覧表を配布している。また、公契約制度の周知に関する確認書に作業員が署名し、受注者が保管している。

* 契約変更時期の適正性及び今後の予定について

受注者から令和６年３月に公共工事設計労務単価等の改定に伴う特例措置に係る協議の申請が提出されたが、単価の確認等に日数を要し、また、受注者との協議中に地中埋設物が発見され、工期が延長となった。工期の延長に伴い、契約を変更する必要性が生じたため、予算措置等が整った時期に、特例措置に伴う契約変更も同時に行った。特例措置は、１度のみ実施が可能であるが、インフレスライド条項による契約変更は可能であるため、昨今の物価上昇の状況を鑑みると令和７年度に契約変更を行う見込みが高いと考えている。

《意見》

* 本施設は長年使用されている施設であるため、建設当時の状況を把握することは難しいが、地中埋設物が発見され、工期が延長された状況を鑑みると事前の調査を十分に行う必要がある。各局が事前の調査の重要性を認識し、今後の工事に生かしてほしい。

- * 本工事において、法令違反であるＰＣＢ廃棄物が発見されたことは重大な案件であるため、当時の事業者に対してしっかり調査してほしい。
- * 公契約制度に関する掲示物については、業界団体の意見を聴取するとともに、各局が連携して改善に取り組んでほしい。
- * 工期の延長により労働会館の供用開始が遅れ、市民の活動の場が不足しているとの声を聴いている。暫定措置として、第４庁舎のホールの活用を検討してほしい。

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第４４号 川崎市固定資産評価審査委員会委員の選任について」

《審査結果》

全会一致同意

○「議案第４７号 川崎市消費者行政推進委員会委員の選任について」

《主な質疑・答弁等》

* 選任した委員数について

委員の総数は９人であるが、商工会議所から選出される委員の任期が他の委員と異なるため、本議案においては８人の委員を新たに選任した。残りの委員の選任については、令和７年６月を予定している。

* 市内事業者団体を代表する者の選任について

市内事業者団体を代表する者として、商工会議所が選出した者を選任している。

* 市民公募に対する応募状況について

市民公募に際して、大学や地域住民などへ広報を行い、２０歳代から７０歳代までの１６人による応募があった。その後、小論文による審査を行い、４人の応募者への面接による選考を経て、２人の委員を選任した。

* 消費者を代表する者の選任について

市民公募の２人に加えて、市内消費者団体を代表する者として、生活協同組合運営協議会の幹事が１人選任されている

《審査結果》

全会一致同意

○「議案第８０号 令和６年度川崎市一般会計補正予算」

○「議案第９０号 令和６年度川崎市一般会計補正予算」

《一括審査の理由》

いずれも令和６年度川崎市一般会計補正予算であるため、２件を一括して審査

《主な質疑・答弁等》

* 港湾工事負担金の補正理由について

臨港道路東扇島水江町線の橋梁部分における国直轄事業の前倒しを行うため、補正するものである。

《意見》

- * 議案第 90 号について、財政局から経済労働局への確認が不足していたこと、経済労働局は、議会からの指摘がある重要な案件の確認が漏れたことは、人為的ミスであったとしても起こってはいけないミスであったと考えている。再発防止策として、チェックリストの確認を挙げているが、チェックリストは以前からも存在しており、再発防止としては不十分であるため、ミスの発生状況を適切に検証した上で再発防止を検討してほしい。
- * 臨港道路東扇島水江町線について、本市負担分が昨年末に 1,475 億円から 1,950 億円に増額されたが、その際にも国へ回答する前に議会へ諮ってほしいと要望してきた。当該工事の増額に関しては反対であるが、本補正予算は様々な事業の補正予算が含まれているため、本議案には反対することができない。大規模な工事の増額については、他の事案と分けて議論すべきであると考えているため、議会への諮り方を改めてほしい。

《議案第 80 号の審査結果》

全会一致原案可決

《議案第 90 号の審査結果》

全会一致原案可決